

**豊島区災害発生時等における
医療救護活動従事看護師等の登録にご協力をお願いします**

【登録制度の概要】

- ・災害時に豊島区が設置する緊急医療救護所・医療救護所に自主参集していただく制度です。
- ・登録後、「豊島区 災害時 看護師等登録証明書」を発行します。
- ・災害時に医療救護活動に従事した場合は、費用弁償を行います。(下記参照)

1. 豊島区の災害医療について

豊島区では発災時に、10か所の緊急医療救護所と12か所の医療救護所(地域本部)を設営する方針です。

(1) 緊急医療救護所

主に外傷性疾患の患者に対応するための施設です。豊島区内の医療機関の門前及び近隣10か所に設置し、患者のトリアージ及び軽傷対応を行います。重症者・中等症者については災害拠点病院や災害拠点連携病院等に搬送します。発災直後からおよそ72時間まで開設します。

(2) 医療救護所

主に内因性疾患の患者に対応するための施設です。地域本部に指定されている豊島区内の小・中学校12か所に設置し、軽症者の対応、慢性疾患のある方に対する問診等を行います。発災後順次開設し、状況を見て運営いたします。

2. 参集条件について

- ・区において震度6弱以上の地震発生時、自主参集
 - ・その他、状況により区長が必要と認めたとき
- ※あくまで自主参集のお願いであり、強制力等はありません。

3. 参集場所について

豊島区内10か所の緊急医療救護所近隣の災害拠点連携病院等のうち、発災時に自身が最短で参集できる施設。(今後順次増設予定)

| 名 称 | 住 所 |
|----------------------------|-----------------------|
| 都立大塚病院 | 南大塚 2-8-1 |
| 大同病院・高田馬場病院 (高田第三公園に参集) | 高田 3-22-8 高田 3-8-9 |
| 池袋病院(東池袋公園に参集) | 東池袋 3-5-4 |
| 一心病院 | 北大塚 1-18-7 |
| 長汐病院 | 池袋 1-5-8 |
| としま昭和病院 | 南長崎 5-17-9 |
| 平塚胃腸病院(西池袋公園に参集) | 西池袋 3-2-16 |
| 原整形外科病院 | 西池袋 3-36-23 |
| 要町病院 | 要町 1-11-13 |
| 関野病院 | 池袋 3-28-3 |

4. 従事内容について

(1) 平常時

- ・区が開催する災害医療救護活動訓練にご参加をお願いします。

(2) 発災時

- ・各緊急医療救護所の班長の指示のもと、トリアージや軽症者の治療補助を行います。
- ・患者搬送の補助を行います。
- ・緊急医療救護所の設営補助を行います。
- ・必要に応じて別の緊急医療救護所または医療救護所の応援をお願いします。

5. 豊島区 災害時 看護師等登録証明書について

災害発生の時、緊急医療救護所・医療救護所に参集いただいた際に本証明書をご提示ください。紛失・破損した場合には下記までご連絡ください。また、本証明書は豊島区が発行するもので、他自治体や警察・消防等での医療従事活動を保証するものではありませんので予めご注意ください。

6. 費用弁償について

区は、医療救護活動従事看護師等が、緊急医療救護所等における医療救護活動に従事した場合は、費用弁償を行います。この場合における支給額は、東京都・特別区・東京都医師会連絡協議会の協議による「医療救護にかかる費用弁償」の単価と同額となります。

| 出勤1回（3時間）単価 | 時間超過時の1時間単価 |
|-------------|-------------|
| 8,600 円 | 2,770 円 |

令和5年4月1日現在

7. 問い合わせ先 豊島区池袋保健所2階（東池袋4-42-16）
地域保健課管理グループ
担当 鈴木・木次
電話番号 03-3987-4203